

小田原市国民健康保険条例施行規則の一部改正について

1 改正の背景

高齢化の進展や医療の高度化により医療費が増大する中、国民健康保険料率の過度な上昇を抑制しつつ、国民健康保険事業の財政健全性を維持し続けることが一層、求められています。こうした状況に対応し、引き続き保険料の収納率の向上や経費の削減に努めていくことを目的として、普通徴収（年金天引き以外による納付）に係る国民健康保険料の納付について、口座振替を基本的な納付方法として位置付けるため、小田原市国民健康保険条例施行規則の一部を改正するものです。

2 改正の内容

国民健康保険料の普通徴収については、口座振替を基本的な納付方法とします。

3 施行日（予定）

令和5年7月1日